

令和7年第3回 北海道議会定例会〔予特（第1分科会）〕開催状況（環境生活部所管）

開催年月日 令和7年9月29日（月）
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 環境生活部長 谷内 浩史
 ヒグマ対策室長 市川 善浩

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 ヒグマ対策について</p> <p>26日の夜に札幌市西区の公園でヒグマによる人身被害が起きたばかりですけれども、市街地や農地など人間の生活圏に侵入するヒグマが連続して目撃され、また、ヒグマの生息域への入域に伴う人身被害も連続しています。これらの課題について、以下具体的に質問していきたいと思えます。</p> <p>（一）捕獲の判断等について</p> <p>改正鳥獣保護法により、9月から市街地での銃銃を使ったヒグマの捕獲が市町村長の判断で可能となりましたが、これまでの警察官職務執行法に基づくヒグマ捕獲は今後も継続される訳です。市街地等での緊急銃銃が可能とはなりましたけれども、これまでの捕獲、追い払いや箱ワナ捕獲等、選択肢の判断というのはどのように行われるのでしょうか。</p> <p>いままでの手段、方法も排除するわけではなく、最も適切な方法を選択するという事だと思えます。</p> <p>（二）鳥獣保護管理法対策マニュアル作成等について</p> <p>緊急銃銃の準備状況というのは、それぞれの市町村で差はあるというふうに承知しております。どこの市町村でいつ必要となるかわからないことから、マニュアル作成への支援というのは本庁とともに振興局が中心となって、準備を進める必要があると考えております。市街地をどのように規定し、どのように進めていくのか伺います。</p> <p>離島を除いて残り4自治体が残っているわけですが、ここのところでもすね、しっかりと支援していただきたいと私の方から申し上げておきたいと思えます。</p>	<p>（ヒグマ対策室長）</p> <p>市街地に出没したヒグマへの対応についてであります。今月1日から施行となりました改正鳥獣保護管理法では、人の日常生活圏にクマ等が出没し、人への危害を防止する措置が緊急に必要な場合や、銃銃によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない場合など、4つの要件を全て満たした場合に、市町村の責任の下、緊急銃銃により捕獲することができるとされております。</p> <p>また、国のガイドラインでは、クマ等の出没時には、必ず緊急銃銃をもって対応しなければならないわけではなく、現場の状況を観察しながら、追い払い等を含む複数の手段の中から適切な手段を選択し、対応するものであることが示されているところでございます。</p> <p>（ヒグマ対策室長）</p> <p>マニュアルの作成状況についてであります。国のガイドラインでは、人の日常生活圏への出没があった際に、円滑な対応ができるよう、市町村が具体的な対応フロー等を緊急銃銃対応マニュアルとしてとりまとめておくことが望ましいとされ、道においても必要な助言などを行っているところであり、現在、13市町村がマニュアルを作成済み、158市町村が作成に向けて検討中と承知しております。</p> <p>また、国のガイドラインでは、人の日常生活圏につきましては、人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲とし、具体的には、住宅や広場、生活用道路、商業施設、農地などとされており、ヒグマの出没状況や現地の状況に応じて、市町村において適切に判断されるところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 対応マニュアルの位置づけについて</p> <p>札幌市ヒグマ対策委員会は、緊急銃猟に備え、対応マニュアル案を明らかにしています。国のガイドラインには、マニュアル作成は、緊急銃猟実施の前提ではないと記載されているわけですが、それでも、それでは実行するにあたって、どのように備えていけばいいでしょうか。</p> <p>十分ではないという議論も先ほどありましたけれども、十分な予算を確保しながら準備を進めて行かなければならないというふうに思います。</p> <p>(四) 緊急銃猟の手続き等について</p> <p>緊急銃猟の手続きはこれまでとは異なって、市町村長の判断に委ねられ、時間的な猶予もそれほどない中で判断を迫られることもあると考えられます。市町村長には重い判断となるわけですが、あらかじめの準備とともに、現場の判断までの手続き、手順、どのようなメンバーで、どのように確認していくことになっているのでしょうか。</p> <p>(五) 緊急銃猟実施体制について</p> <p>地方の市町村と事情は違うと思うのですが、札幌市では、緊急銃猟の際、現地、避難、通行規制、そして庁内調整の4班を編成することになっていますけれども、職員の少ない町村では、対応が困難ではないかというふうに考えるわけです。周辺住民の安全をどう確保するのか、誰がどこへ、どのように誘導するのかなど、具体的な行動ができるようにどのように取り組まれるのでしょうか。</p>	<p>(ヒグマ対策室長)</p> <p>対応マニュアルについてであります。国のガイドラインでは、緊急時に、関係者がすぐに参照できるように、マニュアル作成が望ましいとしているとともに、必ずしもマニュアルにこだわる必要はないが、人の日常生活圏への出没があった際に円滑な対応ができるよう、平時から備えるよう求めているところでございます。</p> <p>このため市町村におきましては、マニュアルの作成などを通じて必要な人員や協力体制、備品の確保、訓練の実施など、体制整備や対応フローをまとめておくことが必要であり、道では、マニュアルの作成を働きかけるとともに、今定例会に、補正予算として提案したヒグマ対策費では、こうした緊急銃猟に伴う市町村の財政負担の軽減のため、マニュアルの作成や訓練実施に係る経費のほか、備品購入や、緊急銃猟を行った際の捕獲従事者の日当などの経費を支援することとしているところでございます。</p> <p>(ヒグマ対策室長)</p> <p>緊急銃猟の手順などについてであります。国のガイドラインでは、緊急銃猟の実施にあたり、事前準備から原状回復までの具体的な手続きや手順が示されており、例えば、事前準備では、マニュアルの作成や人員の確保、訓練の実施、備品の確保のほか、保険への加入が記載されており、現場での判断にあたりましては、通報を受けたときの対応や注意喚起、安全確保の措置の実施、チェックリストによる緊急銃猟に係る条件の確認のほか、外部に委託する際の留意点などが記載されております。</p> <p>また、緊急銃猟の実施時に、市町村長が現場で指揮等を行うことは通常想定されないため、平時に市町村の担当者に権限を委任し、判断が可能な体制を確保しておくことが、望ましいとされております。</p> <p>市町村においては、こうしたガイドラインで示された手続き等を踏まえ、警察等と必要な安全確保を講じた上で緊急銃猟の条件を満たすと判断した場合に捕獲従事者による銃猟が行われるものであり、道においても、技術的な助言や職員派遣などにより、必要な支援を行っていくこととしております。</p> <p>(ヒグマ対策室長)</p> <p>緊急銃猟に必要な人員の確保などについてであります。国のガイドラインでは、緊急銃猟を適切に実施するため、事前に必要な役割分担を整理した上で、捕獲従事者も含め、役割に応じた人員をあらかじめ特定しておくなど、緊急時に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備することが重要であり、捕獲者や捕獲者をサポートする者、実施判断や外部に委託を行う者、通行制限を行う者、住民への避難を呼びかける者、記録者などその役割や、それぞれ想定される対応者、内容を示しているとともに、市町村が職員の不足などにより、職員のみでは十分に対応できない場合は、都道府県に対し、応援を求めることが出来るとされております。</p> <p>また市町村では、平時からこうした体制の整備や対応な</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>要請を受ける前のプッシュ型支援というのも検討いただきたいと思います。</p> <p>(六) 緊急銃猟によって生じる被害の責任や賠償について</p> <p>緊急銃猟の対象とする判断は環境省がガイドラインを示していますが、発砲により被害が生じた場合の対応はどのように示され、市町村長やハンターの責任はどのように規定しているのでしょうか。</p> <p>また、物損被害は保険による補償となり、人身被害が起きた場合は国家賠償法に基づく補償とされますけれど、その基準、認定までの手続きや期間はどのように見通しており、緊急銃猟によって手負いとなったヒグマによる人身被害も対象となるのかどうか伺いたいと思います。</p> <p>なかなか厳しい基準だと思いますよ。相当因果関係まで言及をしております、人身被害の場合もですね、時間かかるんじゃないかというふうに心配をするところです。</p> <p>(七) ハンターの責任について</p> <p>実施者である市町村長が、捕獲が必要と判断しても、実行者であるハンターが現場で発砲しない判断もありうるなど、実行の最後の判断というのはハンターに委ねられております。緊急銃猟において実行者の過失とされる例というのはそういう場合あるのでしょうか、銃の所持免許が剥奪されることはないのかどうか確認しておきたいと思っております。</p> <p>慎重な判断がなされることにはなっておりますけれども、しかしながら最終的な判断はハンターにあるわけで、その時の判断等についてはですね、よほどの銃刀法に関する誤りがなければ大丈夫だというふうには聞いておりますけれども、本当にそうなるのかどうかということは懸念が残るところです。</p> <p>先ほどの議論の中でもハンターに対して、道は安心して参加できるように取り組むと答えていたわけですが、私はやっぱり不安は払拭しきれないという状況だと思います。</p>	<p>どについて、関係者が緊急時にすぐに参照できるようにマニュアルなどとしてとりまとめておくことが望ましいとされているところであり、道といたしましては、訓練等を通じて市町村とこうした具体的な対応手順について共有をしていくとともに、緊急銃猟実施にあたりましては、技術的な助言や職員派遣など必要な支援を行っていくこととしております。</p> <p>(ヒグマ対策室長)</p> <p>緊急銃猟による損失補填についてであります、国からの通知では、緊急銃猟は、市町村の安全確保のもと実施されるため、通常、捕獲従事者の方々の責任が問われることにはならないことや、財産の損失が生じた場合、行政処分を行うことは適当ではないとされております。</p> <p>緊急銃猟の実施に伴う財産の損失の補償を受けようとする者は、市町村長にその請求を行い、請求を受けた市町村長が損失に対する保障の要否及び補償額を審査、決定し、請求者に通知することとされており、保障の要否や補償額の基準、手続きに要する期間などは、状況によって異なりますが、実際に支払い対象を確定するにあたっては、相当因果関係のほか、市場の相場等を勘案し、判断することになるとされております。</p> <p>また、万が一の人身事故が発生した場合には、国家賠償法に基づく国家賠償請求で対応することが想定されているところでございます。</p> <p>(ヒグマ対策室長)</p> <p>捕獲従事者の責任についてであります、国からは、緊急銃猟は、市町村長の安全確保のもと実施され、通常、捕獲者の責任を問われることにはならないことや、緊急銃猟の実施等に関連して、銃刀法上の行政処分等を検討する場合には、慎重な判断を要することから、各道府県警本部から、検討段階で警察庁に事案の概要等を報告し、警察庁において適切に対応されるといった見解が示されているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(八) ハンターの知見と訓練等について</p> <p>緊急銃猟を実行するには訓練を重ねて、本来であれば習熟して行かなければならないわけですが、ハンターは市街地での銃猟を想定していない中で、証票を付与されて実行の判断を委ねられるわけです。重い責任が伴うわけです。どのような知見と訓練をどう重ねていくのか。また、個人負担で銃を所持・管理し、使用するハンターに訓練等を求める根拠というのは何かというの併せて伺いたいと思います。</p> <p>実は訓練に関してなんですけども、農政部の実施隊と捕獲従事者っていうのは重複しますよね。相当重複しているわけなんですけども、実施隊の方ではですね、技能講習が免除されることになっているわけです。これ私環生委員会でも質問したことあるんですけども、やっぱり訓練免除というのはおかしいわけで、お金がかかるから免除するっていうんですけど、逆にお金を出して訓練してもらおうということをしてもらわないと、困るんじゃないかなと思うんですよね。お聞きしますとクマの急所を狙うためには、5cm周辺のところに何回も連続して当たるくらいの技能を持っていないと難しいんだというふうにお伺いしておりますので、そうした訓練というものは行政の方からお金を出してしてもらおうということを、位置づける必要があるというふうに思います。</p> <p>それから先ほど申し上げましたけれども、ハンターが発砲しないと判断して、その後被害が起きることっていうのはあり得るわけですね。否定できないわけです。そうした場合にもハンターが非難をされたり、責任を取られることがないように、そうした対応というのを道として行っていただきたいと申し上げておきたいと思います。</p> <p>(九) 人身被害件数等について</p> <p>ゴルフ場でのヒグマ遭遇など、バッタリあってしまつて、人命への危害リスクなど、緊急避難が必要となることも想定をされます。これまでの人身被害における件数と対象、そしてその中でハンターの割合というのはどうなっているのか伺いたいと思います。</p> <p>それだけ危険な任務を担うことになるわけですね。ところがハンターの処遇というのはそれに対応した処遇になっていないことは、これまで何回も繰り返し質問してまいりました。</p>	<p>(ヒグマ対策室長)</p> <p>緊急銃猟に向けた訓練についてであります。緊急銃猟を実施するためには、銃器を所持し、銃猟について高度な技能を有する者が必要であり、政令では、緊急銃猟を実施できる者として、銃の種類に応じた狩猟免許を取得していること、過去1年以内に銃器による射撃を2回以上実施していること、過去3年以内に緊急銃猟で使用する銃器と同種のものを使用してヒグマやエゾシカの捕獲経験があることの3つの要件全てを満たす者と定めているところでございます。</p> <p>市町村では、こうした要件を満たす捕獲従事者の方々に銃猟の実施を委託することとなりますが、捕獲従事者が安心して実施もらえるよう、住民避難などの安全確保措置を講じることはもとより、日頃から捕獲従事者と連携した訓練を通じて、具体的な手続きや手順を関係者が十分に共有していくことが重要と考えております。</p> <p>(ヒグマ対策室長)</p> <p>人身被害の件数などについてであります。記録が残る昭和37年以降、道内のヒグマによる人身事故については、本年8月末現在、人身事故が161件、その内死者が61名、負傷者が122名となっており、狩猟やクマの駆除を目的とした人が被害に遭われた割合が約37パーセントと最も高い状況でございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十) 実施隊の処遇との違いについて</p> <p>鳥獣保護管理法に基づく「捕獲従事者」と鳥獣被害防止特措法に基づく「実施隊」っていうのは、どちらも鳥獣捕獲の実行部隊なんですね。ところが処遇が違います。これ2023年に取り上げて以降ですね、他の議員の方も取り上げられるようになりまして、広がっているわけですけど、実施隊は市町村の「非常勤職員」と選任され、条例に基づく報酬や公務災害補償の対象となる一方、「捕獲従事者」はその対象となっていないわけです。所属や待遇に大きな違いがあるわけです。この 実施隊の処遇との違いっていうのは今も残っているんですよ、いかがですか。</p> <p>同様に野生鳥獣、ヒグマに対してですね、捕獲や駆除を行う仕事をしながら処遇が違うというのは大問題だなっていうふうに思うんです。</p> <p>(十一) ハンターの処遇改善について</p> <p>ハンターは先ほど答弁にありましたように、人身被害にあう危険を伴う上、そのうえ現職で働いている方もいらっしやいます。出勤要請があれば、休業して、休んで出勤しなければならない。これまで質問を繰り返してきたわけですけど、実施隊同様になっていないという問題があるわけです。保険の加入は推奨にとどまっています。特別非常勤公務員としての処遇ともなっていません。更に今後は、休業補償も含めた処遇改善も必要になるのではないかと考えるわけですけど、いつまでもボランティアのような処遇では続かないのではないのでしょうか、いかがですか。</p> <p>やっぱりですね、非常勤公務員として国にしっかりと身分保障してもらって、実施隊と同様の処遇にするとということ強く求めたいと思います。</p> <p>それからもう一つ、今日気が付いたのですが、実は道の狩猟税ですけど、実施隊や特定従事者の方達は非課税なんですよ。ところが、捕獲隊は狩猟税は半額免除にしかかっていないんですよ。ここにも大きな違いがあるので、やはりこういうところも道がすぐ出来ることですから、待遇の面で改善を図っていただきたいと思います。</p>	<p>(ヒグマ対策室長)</p> <p>捕獲従事者の補償などについてであります。ヒグマ出没时间の捕獲対応にかかる報酬などにつきましては、市町村において、関係者間での協議などにより、捕獲報酬のほか、出勤経費や捕獲個体の処理費を上乗せするなど、それぞれの地域の実情に応じて設定されているものと承知しております。</p> <p>また、国では、捕獲従事者の万が一の事故に備え、緊急銃猟の責任を負う市町村が保険に加入することを推奨しているところでありますが、道では、捕獲従事者に十分な補償がなされるよう、国に対して、身分保障については、関係省庁間での調整や検討を行うよう要請しているところでございます。</p> <p>(ヒグマ対策室長)</p> <p>捕獲従事者の処遇についてであります。ヒグマ出没时间の捕獲対応にかかる報酬などにつきましては、市町村において、関係者間での協議などにより、捕獲報酬のほか、出勤経費や捕獲個体の処理費を上乗せするなど、それぞれの地域の実情に応じて設定されているものと承知しており、引き続き、各市町村が諸事情を考慮の上、設定いただくことが適当であると考えております。</p> <p>道では、国の交付金を活用し、市町村が策定するゾーニング計画に基づく捕獲や、緊急銃猟の際の報酬や弾代、燃料代などを対象に支援をしておりますほか、捕獲従事者の身分保障につきましては、国に対して、関係省庁間での調整や検討を行うよう要請しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十二) ヒグマ生息域への入域の際の対応について</p> <p>ヒグマの密な生息域への入域前には、ヒグマの習性・生態、ヒグマとの距離や人間の行動、走らないことや、不意の遭遇に備えたヒグマ撃退スプレアの携帯など、講習の義務付けをこれはやっていただきたいというふうに思います。また目撃情報があった場合、自立型カメラの設置の強化が必要だと考えております。世界遺産のヨセミテ公園では、クマ対策として、鍵のかかるロッカーの設置やベアー・キャニスター（通称「クマ缶」）の携行をルール化していると聞いております。それはなぜかというと特に嗅覚の強いヒグマ、犬の6倍から10倍と言われていますよね、その匂いがクマをおびきよせてしまうために、食べ物やごみの持ち帰りを徹底することは大事なんですけども、それまで以上に持っているものを、匂いが発しないように缶に入れておくと、そういう対策も必要だということなんです。ヒグマ対策関係者会議ではどのように検討されて、今後、道として、どのように取り組んでいくのか伺って、私の質問を終わります。</p>	<p>(環境生活部長)</p> <p>ヒグマ対策についてであります。この度の事故の検証や再発防止策につきましては、現在、道のほか、関係する国の機関や市町村、団体で構成されます「知床ヒグマ対策連絡会議」で検討を進めておまして、今月11日には、事故概要や今後の検証の方向性がとりまとめられたところでございます。</p> <p>連絡会議では、事故の発生に至った直接要因や、登山者の意識や注意喚起等の間接要因、知床半島におけるヒグマの動向の背景要因の3つの観点から、事故原因を検証するとともに、登山のルールや情報提供、緊急時の対応など再発防止策についてとりまとめていくこととしております。</p> <p>今後、連絡会議におきまして、引き続き、具体的な検討を進めるとともに、有識者により構成されます「知床世界自然遺産地域科学委員会」のご助言もいただきながら、検証結果をとりまとめることとしており、道といたしましては、こうした再発防止策を踏まえながら、引き続き、市町村等と連携し、ヒグマの生態などを踏まえました、実効あるヒグマ対策に取り組んでまいります。</p>